



平成29年9月13日

中部地方整備局

## 不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 曾我建設株式会社  
業者の住所 : 愛知県名古屋市名東区牧の里1-1215
2. 指名停止措置期間 : 平成29年9月13日から平成29年10月12日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

## 4. 事実概要

平成28年9月13日、名古屋市瑞穂区宝田町地内の学校体育館のアスベスト除去工事(他機関発注)現場において、足場の変更の作業に従事していた派遣労働者が高さ約6mの足場の開口部から床面へ墜落し、外傷性くも膜下出血、脳挫傷等の重傷を負う災害が発生した。

曾我建設株式会社の現場責任者は、当該派遣労働者に厚生労働省令で定める危険な業務である同作業を行わせるにあたり、同作業に就かせるために必要な教育を行う必要があったのに、法定の除外事由がないのに行わなかったものである。

このことが、労働安全衛生法に違反し、名古屋簡易裁判所より、法人及び現場責任者がそれぞれ罰金10万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である曾我建設(株)の現場責任者が、労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴  
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138